

宇部市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康で快適な生活環境を確保し、かつ、公共用水域の水質保全を図るため、宇部市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定される浄化槽のうち、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 処理対象人員が10人以下のもの

イ 法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの。

ウ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上かつ放流水の日間平均値がBOD20mg/L以下の機能を有する施設

エ 浄化槽設置整備事業実施要綱（令和4年12月2日付け環循適発第2212021号環境省環境再生・資源循環局長通知の別添1）第3の（7）に規定する環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの

(2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象となる区域は、浄化槽設置推進区域（以下「推進区域」という。）とし、次の各号に該当する区域の宇部市全域とする。

(1) 宇部市公共下水道事業において、下水道法第4条の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理地域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域。

(2) 宇部市農業集落排水事業計画区域として市長が認める区域以外。

(3) 令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事の対象地域は、令和2年度の下水道事業の見直しにより下水道事業計画区域から除外された区域。

(4) 下水道事業計画区域内であっても、地域の実情等により下水道の整備の見込まれない区域については、汲み取り便槽または単独処理浄化槽からの転換及び令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事について補助の対象とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、推進区域内において、次の各号のいずれかの工事を行う場合とする。

(1) 自己の居住の用に供する既存の専用住宅に、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置する工事、単独処理浄化槽からの転換に伴う配管工事及び単独浄化槽の撤去の工事。

(2) 令和2年度の下水道事業の見直しにより、下水道事業計画区域から除外された区域で、

自己の居住の用に供する既存の専用住宅に、令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事。

- (3) 下水道事業計画区域内で、地域の実情等により下水道の整備が見込まれない区域について、汲み取り便槽または単独処理浄化槽からの転換及び令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助対象施設を設置する者に対し、毎年度予算の範囲内で補助金の交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出を行わない者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 専用住宅を賃借している者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 宇部市浄化槽の設置等に関する指導要綱を遵守する見込みが得られないもの
- (5) 販売の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- (6) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月1日までに完了することができない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する費用に相当する額とし、別表1～3の人槽区分の欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の限度額欄に定める額を限度とする。ただし、人槽区分の欄に掲げる費用に対し1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 第3条第1号または第2号に該当する区域に交付する補助金の額は、別表1及び別表2のとおり。

3 第3条第3号に該当する区域に交付する補助金の額は、別表3のとおり。

4 第3条第4号に該当する区域に交付する補助金の額は、別表3のとおり。

5 単独処理浄化槽からの転換に限り、別表4の工事区分の欄に掲げる単独処理浄化槽の撤去工事に要する費用及び宅内配管工事（浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、枡の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事。）の費用に対し補助金を加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助対象施設を設置する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 放流系統図（浄化槽から排出される処理水が、水路、川、池沼等の公共用水域へ排出されるまでの経路を示す図面）
- (4) 延べ面積が記載された建物設備平面図（敷地内におけるすべての建物の配置を示す図面）

及びその建物の各階平面図で、その建築面積が算出できるように必要な寸法が記入されたもの)

- (5) 配管平面図及び縦断図(し尿及び生活に使用したすべての排水水が、適切な勾配と適切な深さ位置に埋設された所定の管径を有する排水管によって浄化槽を経由し、公共用水域に排出されるまでの配管の状況を示す図面)
- (6) 浄化槽設置工事契約に関する覚書の写し
- (7) 浄化槽型式適合認定書又はそれに類するもの(設置される浄化槽が所要の性能を有するものであると認められたことを証するもの)
- (8) 登録浄化槽管理票(C票)
- (9) 登録証(全国浄化槽推進市町村協議会交付)の写し
- (10) 浄化槽設置整備事業に係る所要額内訳書
- (11) 市税を滞納していないことを証する証明書
- (12) 単独処理浄化槽を撤去する場合は、当該単独処理浄化槽の配置図、配管図及び現況写真
- (13) 専用住宅を賃借している者は、賃貸人の承諾書
- (14) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更承認申請等)

第9条 補助対象者は、第7条の申請書の内容を変更するとき又は補助対象施設の設置(以下「補助事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業の完了後1月以内又は当該年度3月1日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置に係る工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前から工事の各工程及び完了後の別に定める要件に該当する写真
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し又は浄化槽法定検査代金領収証の写し
- (4) 誓約書(浄化槽設置者が、その施工業者及び保守点検業者と連携して浄化槽の設置及び

維持管理について責任を負い、苦情が発生した時も、万全の措置をとることを誓約した書面)

(5) 浄化槽整備士によるチェックリスト

(6) 完成した建物及び浄化槽に関する配管平面図及び縦断図並びに延べ面積が記載された平面図

(7) 住民票(補助対象者を含む居住全員分)

(8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が交付する保証登録証(市町村用)

(9) 単独処理浄化槽の撤去工事の助成を受ける者は、当該単独処理浄化槽の清掃費の請求書又は領収書の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出された場合においてその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、速やかに、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に関し付した条件に違反したとき。

(現地調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施の状況について、補助対象者に報告を求め、又は関係職員に現地調査をさせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1号、同条第2号、第4条第1号、第6条第1項、同条第2項）

汲み取り便槽または単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置する場合

人槽区分	限度額
5 人槽	332,000円
6～7 人槽	414,000円
8～10 人槽	548,000円

別表2（第3条第1号、同条第2号、第4条第1号、第6条第1項、同条第2項）

別表1に該当し、令和2年度の下水道事業の見直しにより下水道事業計画及び下水道全体計画から除外された区域（以下、「縮小区域」という。）に該当する場合、別表1とは別に下記限度額を上限に上乗せ補助する。

人槽区分	下水道事業計画縮小区域	下水道全体計画縮小区域
	限度額	限度額
5 人槽	298,800円	166,000円
6～7 人槽	372,600円	207,000円
8～10 人槽	493,200円	274,000円

別表3（第3条第3号、同条第4号、第4条第2号、同条第3号、第6条第1項、同条第3項、同条第4項）

令和2年度の下水道事業計画縮小区域で、令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を設置替えする工事または下水道事業計画区域内で、地域の実情等により下水道の整備が見込まれない区域については、汲み取り便槽または単独処理浄化槽からの転換及び令和3年3月31日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事

人槽区分	下水道事業計画縮小区域または 下水道事業計画区域内の下水道の 整備が見込まれない区域 限度額
5 人槽	630,800円
6～7 人槽	786,600円
8～10 人槽	1,041,200円

別表4（第4条第1号、同条第3号、第6条第5項）

単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置する場合別表1または別表3とは別に下記限度額を上限に上乗せ補助する。

工事区分	限度額
宅内配管工事費用	330,000円
単独処理浄化槽撤去工事費用	150,000円